

議 長 日程第5「議案第37号工事請負契約の締結について（令和元年度松田町民文化センターE S C O事業）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号工事請負契約の締結について（令和元年度松田町民文化センターE S C O事業）。

令和元年度松田町民文化センターE S C O事業の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的、令和元年度松田町民文化センターE S C O事業。

2、契約の方法、随意契約。

3、請負代金額、一金1億5,100万円也。

4、契約の相手方、東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 J A G国際エナジー株式会社 代表取締役社長 坂根多加弘。

令和元年10月21日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは議案第37号工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。1枚おめくりください。参考資料1になります。工事請負契約書の写しでございます。工事名、令和元年度松田町民文化センターE S C O事業。工事場所につきましては、松田町松田惣領2078番地内でございます。これは文化センターの所在地でございます。工期につきましては、議会の議決を受けたときに本契約といたしまして、その日から令和2年3月31日までとなります。請負代金額1億5,100万円。前払金、部分払金は、する、でございます。契約保証金につきましては、1,510万円でございます。契約金の支払い場所が、松田町指定金融機関松田町役場派出所になります。

上記工事につきまして、発注者と請負者はおののおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記

名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。令和元年10月17日、発注者、請負者それぞれ記名押印したものでございます。請負者につきましては、東京都千代田区丸の内3丁目1番1号、JAG国際エナジー株式会社 代表取締役社長 坂根多加弘でございます。

1枚おめくりください。参考資料2をごらんください。見積経過調書でございます。1者の随意契約で、JAG国際エナジー株式会社が参加し、見積書の提出を行っており、開封した結果、1億3,727万2,728円でございます。税込み金額が1億5,100万円でございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。これは町民文化センターの平面図でございますが、主な工事を記載してございます。右下に掲載させていただいておりますが、省エネ改修工事といたしまして、熱源機器設備工事、冷温水ポンプ更新工事、インバーター制御工事、受変電設備工事が主なものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 何点かお伺いしますけど。まず1点目はですね、今回のこのESCO事業の工事請負契約は、今年3月のあの、何ですか、プロポーザルということで募集をかけた。これがまあ最初の、時間的に余裕がない始まりだと思いますけどね。それで最終的にその募集をかけて、決定したのが3月の22日ですか、これは参加…エナジーさんが参加表明及び資格確認書の書類の受付期間に、この1者が手を挙げてね、やったわけですが、その後選考委員会では、町の選考委員会では1者しかやらなかったんですけども、選考委員会では、それ以上のことをやらなくて1者に選定したということ自体がね、ちょっと疑問なんですけども、この辺についてお伺いしたいと思います。

あ、あと、続けてやるんですか。これは1問ずつ。続けてやります。

議 長 続けてやってください。

11番 寺 嶋 はい。次にですね、もう一つはですね、この今回の工事請負契約、随意契約ということで、内訳はね、当然1億5,100万円の入札なんですけども。ただね、この工期がですね、これは令和2年3月31日までということになっております

けどもね、私の認識ではこのE S C O事業をね、国の補助金をいただくためにはですね、工事期間は令和2年2月の末までに完成をしないと、国の補助金がもらえないという、こういう条件になっていると思います。そうした場合ね、工事期間の最後が令和2年2月末までに契約しないといけないんじゃないかと思えますけど、この矛盾がここでね、1カ月ほどあるんですけども、これは何でこのように期間がね、工期がなっちゃっているのか。その辺についてお伺いします。

議 長 もう1点は。

11番 寺 嶋 え、もう1点。

議 長 今、3点って言いましたよね。

11番 寺 嶋 あ、3点。あ、また後で思い出します。

議 長 困ります、それは。

11番 寺 嶋 とりあえず。

議 長 はい。それではその2点について、回答はいかがでしょう。

参事兼総務課長 お答えいたします。まず1点目の、選考委員会で1者を選考してきたということでございますけれども、先ほど議員さんおっしゃられましたように、まずプロポーザルによる審査結果ということで、1者が選定されてきました。それを受けまして、選考委員会、指名業者の選考委員会におきましては、その1者を審査したわけでございます。以前にも申し上げましたとおり、この1者についてはそのプロポーザルの審査委員会において、最優秀交渉権者として決定されたわけですので、選考委員会としてはそこを最大限尊重した中で、その1者が実際に事業を行っていただける業者なのかどうかというところを重きを置いてですね、選考させていただきました。ですので、議員御指摘の、1者だから選考委員会で議論じゃなくて、ほかのもう数者を入れるべきなのかという議論には至らなかったというところは、まず御理解いただきたいと思えます。その中で、そのJAG国際エナジー株式会社の事業実績、それからグループになっている傘下の会社ですね、下請会社の会社等の概要を審査した中で、この事業執行が行われるだろうという判断のもとで、その1者の随意契約ということで決定させていただいたところでございます。

議 長 期限の問題は。

教 育 課 長 工期につきましては、議員おっしゃりますとおり、補助事業につきましては…あ、工期は令和2年3月31日まででございます。ただし、補助事業分については令和2年2月29日まで完了していなければならないというようなことで、このような契約工期になってます。1カ月間は町単独分、その事業が残ってるものをその期間の中で行うものでございます。

11番 寺 嶋 プロポーザルのね、何ていうかな、1者の、最終選考委員会で1者で決めたということなんですけどもね。ただ、この場合は時間的な余裕がなくね、そういう措置もとったのかと思われまますけどもね、本来はそういう事業に対してね、この1億5,000万円という高額なね、事業費に対して、やっぱり随意契約というのは、契約方法そのものがふさわしくないと思われまます。ですからね、その後何もしなかったんじゃないかと、やっぱりね、あと数回ね、こういうことで募集を…まあ募集といいますか、かけてね、やっぱり競争入札というものをですね、そういう自治法上ですか、そういうこともありますけども、こういうね、入札が働くような措置をね、やっぱりとるべきだったと思われまますけど、それをね、試みないでその随意契約にしてしまったということ自体が私はね、問題があるのかと思われまますけども、まあその解釈はいろいろありますが。その辺についてお伺いしたいと思われまます。

それから、このESCO事業の工事、補助事業と単独事業がありますけども、当然この工期はですね、大体最低4カ月が必要なのかと、そういう市場、マスコミ市場もありますけどもね。このままでいったら絶対これね、いったらといいますか、今の現状ではね、全然間に合わないと思われまますよ。ただね、ですから私はね、やっぱり補助事業も単独事業もね、やっぱりこれ一括してやるんですから、2月末までということをおき切ってやらないとね、おかしなものになります。これは納得いきません、私は。ですから、その辺について再度お伺いします。

あとESCO事業では、これは当然工事請負やりますけども、ESCO事業者さんに、初期投資はね、相当これかかりますけど、そのほかにESCO事業者さんとの契約期間というのはあるんでしょう。この工事をやるだけじゃなくて、

ESCO事業者さんとのサービスの契約、まあ5年とかありますけども、そういうサービスの契約料ですか、ESCOサービス料、これもね、後ほどやっぱり相当な額を払う必要になると思いますけども、そういうね、やっぱり後のことも考えたと思いますけどもね、後の支払いというのも、事業そのものもずっとね、ありますから、そういうことについて十分考えてね、やらないと、こんなにね、この事業自体がね、ESCO事業自体がさぞ安く上がるみたいなイメージありますけども、実際そうじゃないと思いますよ。その辺について再度伺いいたします。

参事兼総務課長　　まず1点目の1者の随意契約、競争の原理を取り入れるべきだという御指摘でございます。先ほど申しましたとおり、指名業者の選考に当たりましては、1者の随意契約ということで結果なったわけでございますが、その過程の中で、その1者が果たしてその事業、先ほど申しましたように事業執行ができるかどうかという審査は十分にさせていただきました。特にJAG国際エナジー株式会社については、公共的な取引は余りないようでございますが、民間とのこのESCO事業については、資料の中では15事業を行っている。また、その下請となられる傘下の会社につきましては、それぞれ音聴設備や機械設備、それらのそれぞれが担っている大手企業でございますが、それにつきましても、要はESCO事業についての実績は十分に持っている会社であると。もちろん会社の概要等も審査した中でですね、当然一部上場企業の手続き済みであり、信用もあるというところで実績を含めましてですね、1者の随意契約と決定させていただいたということでございます。

教 育 課 長　　2点目の工期につきましても説明をさせていただきます。工期につきましても、先ほど説明したとおりでございますが、工種が町の単独事業というのは補助事業と違うものでございますので、そういった残った部分について調整等も必要だと思われまして、その1カ月の中で行うものでございます。工種の違いというものでございます。そういったことで工期を3月31日、補助事業については補助要項で定められております2月29日までということで予定をさせていただきました。

1 2 番 大 館　　寺嶋議員の質問の中で、工事請負だけでなくて次の経費等についての答弁

がされていない。

議 長 サービスの部分ですね。それは。

町 長 はい、ありがとうございます。ESCO事業についてのサービス料、確かにあります。たしか計算上で言うと、240万円ほど年間お支払いすると。それで5年間だったかな、3年間だったかな。5年ですね。5年間払う形になってます。ESCO事業のそのサービス料の中にですね、今現在やってる法定点検、法定点検の費用がたしか100万円ほどかぶってる形なんです。ですから今、現状やってる法定点検のうちの100万円はかぶるので、まあ140万ぐらいが少し多めに払う形になります。ただ、そのサービス料というのは、この間のLEDの話と一緒になんですけども、今回その機械を変えることによって、年間約270万円ほど電力の、消費電力が下がるというふうに試算をされているので、そこで下がった分で基本的にサービス料を払う。それはもう皆さん、議員の皆さん方も御存じなことだと思います。そういった格好でやっていきます。それで5年を過ぎたらですね、サービス料がなくなりますから、その分は松田町が払わなくて済むという格好になって、あとは法定点検を定期的にやっていくわけなんですけどもね。そういうことになっていくので、最終的にはそういった分のサービスのお金は払わずに、一般的な法定点検の中でやっていくと。ただしですね、これも今、現状は240万ということで提案をもらってますが、これから最終的に金額を、要は低くなる方向の中で話をし、5年と言ってますけど3年でもいいんじゃないかという話もあるわけなんです。これは最終的に皆さん方に御承知をいただいた後にですね、業者さんと正式にそういった細かい話に入っていくというふうに、今、現状ではそこまで決まってるということだけお話ししておきます。以上です。

11番 寺 嶋 多少はね、わかるんですけど。ただね、今のサービス料からして、ただサービス、何年というのはまだ聞いてないんですけどもね、正式にはね。これも契約にしてないで、ただ町長がね、3年もいいし5年もいいしなんて曖昧な答弁しちゃさ、教育委員会…いや、教育委員会じゃない。担当のほうはね、これは何年でサービスは契約しますよって、やっぱりそこもきちっとやらない…やっておく必要があるんじゃないですか。そういう、それがなしでやっぱりやって

ること、いや、やろうとしてるのかしれませんが、その辺の不明確な点もあるしね。ただ、サービス期間が終わったら、みんな保守点検じゃないんですけども、やっぱり、あと保守点検というのは必要だよ。中壊れたら、仮にですよ、故障したと、壊れたら。それ保守点検というのは、保守委託料ですか、払わない…契約してないとまた莫大な修理代が、修理費がかかります。そういう面では、終わったら保守委託料、これもかかりますよね。当然かかると思いますよ。あとその、この何年か知りませんが、このこういう冷温水機等の変圧器、機器等についての保証期間というのは大体あるわけなんですけど、それがね、そういう保証に対してのまた格別な、何ですか、保証料というんですか、リースでやられるのか。リースじゃない、保証料でというんですかね、よくわからないけども。またそういうのも加味してね、そういう別に払うんですか。今の契約の中できちっと保証してくれるんですか。この辺について再度お伺いいたしまして、私はこれで終わります。

教 育 課 長 保守については、先ほど説明しましたとおり、初期投資をしまして5年後から毎年度、保守委託料ということで、E S C Oサービス料の上乗せ…保守委託料ということで、町の予算の中で見ていく予定でございます。また、保証ということにつきましては、10年、変圧器等は10年に1回のオーバーホールが必要でございますので、その10年後、令和12年度にオーバーホール費用として予算計上ということで見ております。こういった、先を見通した中で業者と調整しながら契約を進め…事業の推進の計画を進めていったところでございます。以上でございます。

1 1 番 寺 嶋 この辺で質疑を終わりますけども、ただね、この工期について、私はね、納得したわけじゃありませんので、何かありましたらね、また。なかったらいいですけども。

議 長 ほかにありませんか。

6 番 井 上 何点かあります。1点目はですね、今、11番の寺嶋議員の質問に関連することですけども、工期のほうがですね、説明の中では補助事業については2月28日、29日…29日ですか。それ以外については3月末だという説明がありましたけれども、このE S C O事業についてはですね、今までどこまでが補助対象な

のかという説明等はなかったというふうに思います。補助金を算出する上でですね、補助金の松田町に対する交付決定をされた補助対象経費としてが1億3,100万円というのが上がっているだけであって、工種別とかですね、場所別、機器別によって、これは単独分だ、これは補助分だということの説明はありません。単にそういう補助金の事務手続上の中で補助と単独分で分かれているというふうな解釈を私はしておりましたが、それについて、こういった設備が、箇所が、場所が補助対象で、これは単独事業なのかというのをですね、説明をしていただきたいと思います。

2点目といたしましては、この契約形態の中にですね、補正予算で計上されています委託料も含まれていると。金額的には1億5,100万円イコール契約金額になっているというふうに理解をしております。今回のですね、議案の契約の中の1億5,100万円という金額は、まず1点目として、これは委託料も含めての金額ではないかと思いますが、いかがかということです。

先ほどの補助事業が1点目で、今のが2点目。3点目といたしましては、仮契約に含まれる補正予算計上分の設計委託料というのは、何のための委託料なのか。基本的にはそういう設計をして、どの程度経費がかかるのか。それを想定するためにですね、また、後段でありますけれども、入札が行われたと。これは見積もり入札ですか。そういったときの指針としてですね、設計委託料というものはあるべきだというふうに考えていますが、仮契約の中に含まれてる設計委託料自体、何のための委託料なのかの説明。

その次といたしましては、この議案第37号の参考資料の2でですね、見積経過調書があります。その中に予定価格1億5,103万円というふうになりますが、これは入札等の担当の方にお聞きをしたいんですが、これを予定価格のですね、適正性というのは審議されたのか。また、誰がですね、この金額を、この予定価格をですね、設計されたのか。設計委託に出していないので庁内にそういう優秀な人材がいてですね、庁内でこの予定価格を設計したということであれば、そういう説明をいただきたいというふうに思います。

その次といたしましては、適正な入札をですね、するために、補正予算額の工事請負費1億2,939万5,000円というですね、工事請負費だけでも1億を

超える金額を内部設計の金額だけでやること。しかもですね、今、進んでおります特別委員会の中では、担当のほうの説明によりますと、プロポーザルの選定の際にですね、当該の会社から出た見積もりを参考としつつ、補助金の申請の額を行っている。その後ですね、見積もり徴収をする際も同じ設計金額、見積もり徴収の、俗に言う単価を出していただくというふうな形で行っているという説明がありました。先ほどの前者ともかかわりますが、これらをですね、1者見積もりで行い、補正の計上額も補助金申請の当該会社からの同じ会社からの見積金額で計上され、入札時の予定価格も外部の設計を行わなかったということで、このような入札予定価格の決定、このような契約は適正な契約なのかどうかを、契約担当の判断をお伺いをしたいと思います。

最後になりますが、8月に上程された補正予算から見ますと、10月で消費税が変更となっております。そういった観点からですね、この見積経過調書の入札というのは1回だけで、回数についてですね、何回行われたのか。1回だけなのか。それをお伺いをしたいと思います。

議 長 まず補助と単独の内訳をとということなんですけど、どなたか。

教 育 課 長 補助対象につきましては、熱源システムの更新、熱源搬送システムの更新、空調搬送システムの更新、変圧器の更新、こういったことが国の補助金の対象でございます。それ以外の雑の工事につきましては、町の単独事業でございます。（「何が単独か」の声あり）既存のものを撤去したり、そういったものが町の単独事業となります。（私語あり）

補助対象経費につきましては、撤去工事とか、既存アスファルトの解体とか復旧、そういった撤去、設備の撤去、そういったものが町の単独の事業でございます。

町 長 今回の工事自体の中で、入ってる、入ってないの話を多分したんだと思います。全体の中に、先ほど言われた委託費と言われているような設計の費用だとか、工事の途中の監理だとか、あとは詳細の診断だとか、その辺が全体の工事の中から町の直営の内容になってるやつに含まれるということだと思いますよね。

6 番 井 上 今、担当課長と町長のほうから説明がありましたけれども、そうしますと、

予算上ですね、前に説明があったのは、単独事業としては1,984万3,300円が単独事業費だという説明がありましたけれども、委託料がですね、2,170万8,000円、工事請負が1億2,939万5,000円。その工事請負費の中に、金額は説明がありませんでしたけれども、撤去工事分も含まれるということですので、そうしますと、委託料というのが今の町長の説明の中で金額的にもありませんけれども、どこまでが補助対象で、というか、全体としてはですね、補助事業のほうが金額が多いので、どの部分が単独事業で、どの部分が設計委託料の中のどの部分が単独で、どの部分が補助事業で、工期的にはどの部分が3月31日までの工期とするのか、というのが説明ができましたらお願いをしたいと思います。

議 長 設計委託料の内訳ということでよろしいですね。

教 育 課 長 補正予算の設計委託料850万1,000円のうち、補助事業分が769万7,000円、町単独分が…（「大きい声で」の声あり）769万7,000円。町単独分が、先ほど言いました撤去工事とそういったものなんです、80万5,000円。工事監理料につきましては、町単独分のみで900万円。詳細診断委託料は、町単独分のみで420万7,000円。工事請負費、1億2,939万5,000円のうち、国庫補助事業分が1億2,356万3,000円。町単独分が583万3,000円。こういった内訳になります。

6 番 井 上 じゃあ、それについてはですね、了解をしました。じゃあ、次ですね、先ほどお伺いをまとめてですね、お伺いをした中でですね、850万1,000円、これは仮契約に含めての契約金額だという理解でよろしいでしょうか。

教 育 課 長 そのとおりでございます。含まれた金額でございます。

6 番 井 上 それではですね、ここで850万1,000円を仮契約に入れた設計委託料ということは、本来のですね、これだけ大きな金額を適正に執行するために設計等を行い、その金額を確定をしていく。それに伴う入札予定価格等を設計をしていくという意義が設計委託料にはあると思いますが、何のためのこの一括契約…仮契約の中に含めている委託料を含めてしまったということは、どういうための委託料なのかを説明をお願いをしたいと思います。

町 長 すいません。教育課長もいっぱいいっぱいみたいなので、私のほうから回答させていただきます。まず、プロポーザルというもののことが、まず第一前提で、皆さんとやっぱり共通認識をしない限り、今みたいな話がやっぱり出

てきますよね。ですから、プロポーザルで、3月6日にプロポーザルでホームページ上で出させていただき、議会の皆様方に対しては口頭で説明させていただきましたけれども、本当はそのときに書面で皆さん方にお渡ししておくのがよかったんでしょうね、恐らく。ホームページ見てよというのは、なかなか難しく、それでだと思えます。それに、我々が何度かプロポーザルやってきてるものですから、つい皆さんにも御理解いただいているんだろなというふうな、「だろな」がやっぱりよくなかったのかなというふうな、私もちょっと感じてるところであります。

あえて、ちょっと新しい方もいらっしゃるのでね、話をしなきゃいけないのは、プロポーザルというのは、我々が目的とかっていうものがしっかり先に持っているんですけども、細かい設計だとか何とかっていうものに対して、全て一旦、民間の提案をいただくということの中で、民間の提案をいただいて、これいいねと思ったものを選考委員会で選考していただく形なんです。そこで当然、予算もありますし提案内容もあります。そこで、パートナーとしてまず一旦、最優秀の提案者を決めて、パートナーが決まればそこから最終的に結婚できるかどうかとかっていうところまでいくわけなんです。そこで、最終的にこの金額が我々としても、これだったら何とか払えるかなというふうなところとか交渉しながら、いけるというふんだんで最終的にこの契約に行き着いた。どうかすると、この契約に行き着かないことだってやっぱりあるんです。ですから、プロポーザルの我々にとってよさはですね、そこまでかかった経費というのは、今回のプロポーザルはゼロでもいいですよということで募集をかけて、企業に対してはすごく負担というか、リスクがある中でのことで今回、提案をいただいて、今現在に来てるということになります。

それで、話を戻しますと、プロポーザルをそういった格好でやって、今回なぜ一括でそういったものも含めて発注したのかという井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。今回はですね、まず、機械の納期ということがもう第一前提にありまして、特に箱が、もう機械が先に例えばあって、そこから箱を設計していくということじゃなく、改修工事なので、もうこのスペースにおさまるもの、また、例えば大ホールという話をしましたけれども、大

ホールの供給をするに当たって、適正な機械を受注生産をしなきゃいけないということの中で、随分前からですね、企業として、ずっともう間に合いませんよ、間に合いませんよというふうなことの中で、ずっと時間を費やしてきたということもあります。ですので、今回、何で一括にしたのかということとていくと、機械の発注もですね、もうしなきゃいけない。その間、詳細設計をこれから細かいとこでやっていくということもあったので、全体を今回発注をさせていただくことによって、機械は機械で製作に入りますけども、その間、詳細設計をさせていただき、前にも副町長のほうからも答弁があったかと思えますけども、これから具体的な詳細設計に入るということで、最終的にはそこで増減工事があって金額が決算のときに決まるというふうなこととであります。

ですから、今までのプロポーザルは、全てそういった時間にいとまが、余裕があればですね、小学校の建設だって同じように、まず業者さんを選定した後に、これからということで、今、詳細設計をやってます。ただ、納期だとか時間があるので、業者さんとしては線を引いてですね、設計だけ発注をしたということになりますので、実際はそういうことも加味しながら一括で発注したということで御理解いただければと思います。以上です。

6 番 井 上 これから詳細設計に入るという説明で、そのためにですね、その部分で委託料をですね、この契約に含めてるという説明かと思いますが、そうしますとですね、先ほどの議案の中の見積経過調書がありますけれども、その予定価格というのがですね、どなたが設計をされたのかをお伺いをいたします。

参事兼総務課長 予定価格の決定者でございます。工事の300万円以上につきましては、町長が予定価格を定める規定がございます。ですので、今回につきましては町長が予定価格を定めたということでございますので、設計はですね、予算ベースですので1億5,110万3,000円の予算の中で予定価格を定めさせていただいたということとでございます。

6 番 井 上 そうしますとですね、この1億5,000万を超える事業においても、特に設計委託、事前にですね、詳細設計等をしていないという説明と、誰が設計をして、誰も設計をしていない、予算額を予定価格としているという説明だと理解しま

すが、それでよろしいのでしょうか。

町長 御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。選考委員会で第1回目の選考が終わって、2億6,000という数字が上がってきました。非常に内容を私のほうにも報告があつて、内容を目を通させていただいたところ、非常に無駄なことが多すぎるというふうに私の目で見て感じたところであります。そんな中、附帯事項の中に、単価の適正化ということについて附帯事項があつたので、私のほうからもですね、企業さんに予算的などころの内容と無駄なところがたくさんあるよということで、精査をしてきてくださいということで、直接、業者さんと話をする機会を設けながらですね、やってきました。それは、私があえて直接やる必要性もないんですけれども、やはりそういった内容を、ある程度把握している役場の職員の中で、いてくれればいいですけど、なかなかいないものですから、そこは副町長さんと役割分担をしてやりました。

ただですね、非常にこれまでのやり方として、松田町の役場の中に設計をしたりだとか、そういった知識を持つてる人たちが非常に少なくてですね、私になってから、一応、二級建築士さんを2人採用して、自分のとこでできることは自分で設計しろよと。ほかに、とにかく頼むと委託料がお金かかっちゃうので、なるべくそういうふうにしたくないということがあつて、職員の採用もそういう格好の中で今やってきております。その分、小学校の建設に当たっても職員のほうでしっかりとやったり、今回、土佐原の公民館もですね、秋山設計さんをお願いをする形になりましたけども、設計の段階から職員の知識が、委託することが上手になり過ぎるのではなくて、委託するまでの内容をよく理解するような職員として今、育ててるような状況でもあります。そんな中、最終的に1億5,100万という税込みの中で話が最終的に、今現状としてはスタートを切る中でですね、決まったわけなんですけども、この件に関しては私のほうで予算を最終的に組むに当たって、ほかのいろんな書類上といひましようかね、ほかの経過を見ながら、妥当な数字だというふうに私の中で判断をさせていただいて予算組みをしたということになります。以上です。

6番井上 そういう町民文化センターのですね、こういった設備にかかる設計というの

は本当に特殊な部分だと思います。だからこそ、設計委託料の中で事前に詳細設計をし、その設計に基づいて1億5,000万という契約金額であるので、まして、1者であります。そこの予定価格が適正なものとなるように、事前にですね、契約、設計委託をすることが必要なのかなと思います。そういった職員がいるのか。また、ちょっと先ほど説明がわかりませんでしたけれども、町長と副町長で役割分担をしたというのは、町長はですね、そういった建築の専門家でありますので、そういった中で設計をされたのではないだろうなというふうには思いましたけれども、どういうふうな役割分担かはよくわかりませんでした。

ですのですね、やはりこの1億を超えるような事業についてはですね、まして、プロポーザルの段階でさえですね、もう1者であるという方向性を持ちながら、委託については外部委託をしていないということは、やはりこの契約のもととなる予定価格が、この内容の町民文化センターE S C O事業の契約に対して、町側が適切な予定価格ではなく、当該会社からの見積もり、それに対する修正を行ったということで、特別委員会の中でもそういった資料を見させていただいておりますが、単価的にはですね、変わらない。内容、工種とかですね、こういう必要ない事業については、抜かれて1億5,100万円という金額になっていますけれども、単価的にはですね、変わらない見積もり。それをですね、予算額として採用し、そのままこの見積経過調書の中に書かれています予定価格にされたのかなというふうに思います。担当、契約、入札担当にお聞きしますけれども、今後もですね、こういうふうな内部設計できないような金額についても、こういう大きなものについて、今後どういうふうな形で対応していくのか、お考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

参事兼総務課長

お答えさせていただきます。今回の1者の随意契約ということで、以前にもお話しさせていただきましたが、このJ A G国際エナジー株式会社はコンサルタント会社でございます。総合的に工事をマネジメントする会社でございます。当初はですね、業務委託契約ということでお話がございました。ただ、財政とも相談した中で、予算上はですね、工事請負費がもうその大部分を占めているということで、委託契約で工事をやるのは財政上好ましくないと。そのよ

うな適正的な執行を行わなければならないというところから、今回、工事請負契約ということにさせていただきました。ただ、今まで公的機関とのおつき合いがございませんので、民間企業で行う契約については、全て業務委託で行われているようでございます。その中で、下請会社が工事を行うというような仕組みになっているようでございます。ですので、工事を請け負う、工事請負契約のですね、約款についてもですね、今回は委託約款と工事約款をつけて契約書を交わしてございます。これについては後ほど見ていただいても結構でございます。そのような状況の中で、今回、工事請負契約を締結させていただいたということも含めましてですね、その中に委託契約も含まれているということ、御理解まずいただきたいなということでございます。

ですので、詳細、今後のですね、入札ないし選考委員会において業者を選定するに当たりましては、やはり競争原理は大前提で当然でございますので、複数社の選考した中で、その前には設計委託ができ上がってるというような中で、適正な予算執行ができる形が一番ベストかなというふうに思っております。ただ、今回の場合には、先ほど町長もお話しされてますように、プロポーザルによって一括で設計・施工・監理まで行うというマネジメント会社でございまして、その辺のところ、今回、工事請負契約書の中に一括を計上させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長 6番が終わりました。ほかの方は質疑ございますか。

5 番 田 代 初めに、私はこの町民文化センターE S C O事業の調査特別委員会の委員長を務めております。これまで進行役に徹しております。また、12月上旬を目途に取りまとめる報告書の作成まで、個人的な考えについては一切の発言を控えるよう心がけています。しかしながら、委員長の立場を離れ、一議員の立場でこの仮契約に関する質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。回答につきましては、課長、参事等事務職の方には求めません。副町長並びに町長に一問一答方式でお伺いしていきます。よろしく申し上げます。

まず初め、入り口論なんですけれども、プロポーザル事業に応募したのは、この国際エナジー株式会社1者のみ。副町長を委員長とするE S C O事業審査委員会で審査した結果、300点に対して170点の業者が最優秀提案業者に決定さ

れたという報告を受けてます。これ100点満点に換算すると、56.6点です。大学の、昔で言えば優・良・可。可が60点以上ですよ。そういうふうな中で一ダ一的な点数であったのではないかと、私は個人的に感じております。その業者が、最終的に、当初は2億6,000万であったかもしれませんが、その後よじて、1億5,000万円、この事業を行うことに結果的にはなりました。先日の第2回委員会で、1者だけの応募となったプロポーザルの方式を決めた文書は作成してないという答えをいただいております。ここは、すごい非常に大事なことなのかなと感じます。また、再募集しなかったことについても、私ども委員からすれば、明確な回答をいただけなかったのではないかとこのように感じております。副町長からは、最終判断したのは町長であったということです。

そのようなやり取りの中で、副町長にお尋ねします。ESCO事業審査委員長として、また、並びに指名業者選考委員会の委員長として、応募が1者であった、その1者を採択したこと。また、ほかの業者に働きかけを行わなかったこと。非常にここもね、大事な点だったと思います。担当からは説明を聞きました。今度は審査委員長としての副町長のお考え、指名業者選考委員長として、最終的にはこの業者を選考して仮契約を結ぶまで至った、一つのターニングポイントについては副町長が担ったわけです。このことについてお伺いします。

それと、あともう1点。1者から提出された見積もりをベースにずっと進んできたわけです。私は、先ほど前者がお伺いしましたけど、今回、専決処分した中に設計委託料、これが850万1,000円あります。そこで一度、国際エナジー、私の理屈では国際エナジー以外の業者に設計をしていただく。それで入札のときの設計金額、設計図書ができて、1者随契になるんですけども、その国際エナジーに出すということで、一度、第三者的なものにしっかりチェックをしてもらえれば、ここまで混乱することはなかったと思います。この2点について、副町長に回答をお願いいたします。

副町長 ありがとうございます。まず、業者のですね、審査委員会という部分と、今度、契約のほうの関係ですね。の委員会とちょっと別になりますので、一つずつさせてください。

まず、ESCO事業の審査委員会でございます。これは確かにですね、1者というところはございますが、先日もですね、お話しさせていただいたように、厳しい、要するに公募条件ですかね、応募条件。これやはり条件があると思います。現場説明というんですかね、6者参加されたという中でですね、そのうちのですね、協力会社も含めて結局はですね、この1者が手が挙がって、あと2者についてはですね、応募されなかったというところです。この辺はですね、やはり応募条件が非常に厳しかったというところが私の中ではあります。1者といったところですね、指名とかそういうところではなくて、あくまでも公募をさせていただいたというところは大きなポイントではないかなというふうに私は思ってます。その自由なですね、門戸を広げた中でですね、現場も確認し、参加していただいた業者さんがですね、いろいろ社内ですね、調査等をしたと思います。やはりこの1者がですね、協力会社を得て手を挙げていただいた中にはですね、結構な社内としてはですね、企業さんとしては、非常に議論を重ねたと思います。そういった中でこの事業をやる意味というかですね、会社側とすればやっても大丈夫だというところが、まず1者あったと思います。

あと2者、この手を下げた、この前も担当のほうから御説明しましたけれども、手を下げたというかですね、応募しなかった理由というのは聞いておりませんという答えはしましたけども、やはり推測するに、これはあくまでも推測するに、この事業に対して、その事業者さんたちはですね、やはり会社として何というんですかね、収入ですよ、要するに事業収支として合わなかったとか、いろんな条件があるかと思います。それにはなぜかという、やはり私どもがですね、応募した条件が非常に厳しかったのかなと。それは、先ほど言うように、この資料をつくるに当たってもですね、自社で費用を持ってですね、概略的な設計をしなければならないですとか、やはり資料を、概略的な図面等もですね、含めて、自社で費用を捻出しなければならないというところが一つあると思います。その後ですね、選定をさせていただいた中でも、その後、契約に至るまで協議をさせていただくという部分がございません。この協議もですね、両者、要するに町と提案者が協議が合わなければ契

約しませんよというようなことも考えられてると思います。そういった中で
ですね、やはり条件が一つ厳しかったのかなというふうに考えます。

その中でですね、先ほど点数の御質問がございました。田代議員おっしゃ
るとおりですね、約56%ぐらいですかね。300点満点としますとですね、170
点というところがいかなものかと。これはですね、審査会の中でもですね、
十分議論はさせていただきました。やはり何点をですね、この何というんで
すかね、基準点にして、それ以下、それ以上を、決めたのがいいのではない
かということで、審査会の中でもですね、皆さんの意見を聞いた中で、150点
というところをですね、一つの基準にさせていただきました。それはですね、
審査項目の配点の中にですね、5点満点、1項目が5点満点というところが
ございました。それをですね、平均点を2から3点といったところでですね、
各1項目、1項目がですね、採点されてました。そういうところをですね、
鑑みると、150点というところがですね、一つのボーダーラインというかです
ね、基準点ではないかなというふうに審査委員会の中でですね、決定いたし
まして、150点というところを基準内にして、今回は170点でございますが、
一応、選定委員会としてはですね、最優秀提案者というふうに決定させてい
ただいたというところでございます。これが事業提案者の審査委員のほうの
関係でございます。

2点目です。指名選考委員会につきましてはですね、先ほど、小田課長のほ
うから説明がございました。やはり、まずこの最優秀提案者というところが
一つ大きなポイントだということで、尊重をさせていただいたのは確かでご
ざいます。そこにですね、やはり指名選考委員会としては、この業者さんが
この事業にお任せできるのかどうかというところが一番の審査する内容では
ないかというふうに考えました。私どももですね、まず実績というところを
重くというかですね、重要ポイントだというふうに考えております。また、
先ほどからですね、この協力企業者が4者ですか、いました。この協力企業
者もですね、提案した中で、しっかりとまず役割が決まっておったというと
ころが一つございます。一つ一つをですね、その業者さん、事業者がですよ、
その工事、その設計に本当に実績があるのかどうか。できていけるのか

ということをですね、一者一者ですね、確認をさせていただきながら審査をさせていただいたところでございます。そういったところによりますと、各事業者ともですね、自分の役割を担っている部門ではですね、十分な実績もありますし、十分なですね、県等ですね、審査基準にもですね、該当し得る事業者だというふうに確認できましたので、この選考委員会といたしましてはですね、この1者でもですね、十分にこの事業をやっていただける業者だというふうに決定をさせていただいたところでございます。それが選考委員会と選定委員会の一つのところでございます。

この外部委託につきましてはですね、やはり、このESCO事業を募集したといったところで、設計とですね、工事を一括してお願いする事業というところがございました。やはりこの辺をですね、一つの応募のルールといいますかね、事業のルールというところを認識した中でですね、外部というところについてはですね、委託はしておりません。これをしたほうが良いとかという議論もございますけども、あくまでも、このESCO事業についてはですね、設計、監理、また工事をですね、1者に担っていただくというところを一つ基本にしたところですね、応募しましたので、別に設計委託料を組んでですね、外部発注をして確認をするという行為はいたしませんでした。以上です。

5 番 田 代 丁寧な回答、ありがとうございます。初めから申し上げてるとおり、町側の説明、プロポーザル1者から最優秀業者選定までの町側の説明、しっかりした図書も、そういったものも残っていないという話もありました。そういう中で、やはり入り口論で、私はちょっと厳しいものがあるのかなと感じております。今回、町側の説明はそれで、質問の時間もありますので捉えさせていただいて、これからまた審査特別委員会で、またお伺いするようなことになりますので、その件に関しては、これで割愛…了とさせていただきます。

2点目なんですけどね、これはちょっと私、譲ることができません。1者で決まって、その業者に全てお任せしているんだ。そういう契約だった。以前、PFI法に基づいて町屋住宅・籠場住宅やりましたけれども、あのPFIというのは民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律、略してP

F I 法と言ってるんですけども、そのものは一つ根拠にあって、町屋と籠場住宅は整備されたわけです。それは私、理解します。ただし、今回は地方自治法。地方自治法に基づく契約行為です。それを、例えば先ほどのあれ繰り返しますけれども、9月末の専決処分からこの議論というのはヒートアップしてます。ですから、町側もこの専決処分をしたことによって、今まで以上の説明責任が求められたと思います。

その中で、専決処分して10月1日、または専決処分したその日でもいいですよ。業者を国際エナジー以外のしっかり設計ができる業者なんて日本に幾らでもあるわけですよ。県内にもあります。そういった業者を選んで、設計図書をつくって、その中に設計金額が入って、国際エナジーに見積もりを出す。これが私はベストだったと思う。要するに、今回の仮契約を通す理事者側の説明責任、それがあれば私は今までの内容をまげて、検討すべき内容だと思ってます。それがなくて、町長が先ほど、私が見積額はチェックしたとお話しされましたけれども、やはり初めのスタートの2億6,000万が1億6,000万になって、最終的には予算計上したのは1億5,100万ちょいです。それに近い額で、今回、仮契約された。その中に、我々の税金を使う公正なチェック、民間はスピード感でいいと思います。もうとにかく同じグループで利益追求でいいと思います。私ども地方公共団体は、皆様の税金をいただいている。だから、しっかりした手続論、説明責任、それが求められます。このことについて、先ほどの参事の説明でも、この業者、公共のあれは余りないけども、民間ではすごいですよ。でもほかにそういった業者もあると思いますよ。この業者が1者ですごいんだ。だからこれでよかったんだというふうな経緯を説明されてます。ただ、そのことをしっかり町民に説明できるのかなというふうに感じます。先ほども副町長、他の業者に設計委託をするというふうなこともありましたが、しなかったと。そのことについて、もう一度、これ本当に大事な話なので、しっかり回答お願いします。

副町長 この辺はですね、今後、お認めいただいたということをご仮定しますとですね、やはり、今後、詳細設計ということが出てくると思います。やはり、その中でですね、私どももそれをうのみにするとかじゃなくてですね、やはり実施設計

を進めていく中で、今度は設計の内容の変更というのも、今後、手続もあるか
と思います。ですから、私どもはですね、それに向けた中での、今後、作業を
しなくてはならないかなというふうに考えます。そのときはですね、やはり今
度、設計をやる中でですね、一つ条件の中で、3者の見積もりを取った単価に
しなさいですとか、そのような条件をつけながらですね、詳細設計をしていく
のも一つかなというふうに思いますので、今後はですね、そういう詳細な作業
の中でですね、やはりチェック体制というところはですね、以前もお話をさせ
ていただきましたけれども、そういうとこでしっかりとチェックをしていかな
ければならないというふうには感じております。以上です。

5 番 田 代 副町長と私は本当に長い期間、役場の職員として苦楽をともにした間柄です。
その中で、考えがまるっきり正反対になるということは、少し残念です。私の
考えは、もう一度申しますけれども、第三者的な業者に設計委託して、その後、
それで入札をすると。その図書で入札をすると。その後、その業者が、出来高
とかそういうのは業者がある程度やってもいいと思います。その整合性をチェ
ックするのは、やはりこの設計委託業者に委託していれば、理屈は一本通った
と思います。それが全て業者にお任せ。町長がチェックをしたと、先ほど判断
されましたけれども、本当に町長がずっと全部チェックするというのは大変だ
と思います。そういう中で、やはり町長の平等性も、副町長の平等性もしっか
りと外部にアピールするためには、私はこの設計委託を外の業者に出すべきだ
ったと感じます。この辺はちょっと残念です。答えが違って残念です。

次に、町長にお伺いいたします。入り口論として、プロポーザル方式により
1者だけの最優秀提案業者が町民文化センター改修事業を請け負うことになる。
町側から話されているもっともな経緯について、私ども議員は理解に苦しんで
おります。町側はもうこういう経緯なんだというふうに自信をもって説明され
ましたけど、理解に苦しんでいます。当初、2億6,000万の予算をよじめて、最
最終的に1億5,000万になりました。結果的に1億5,113万ですか、その予算を計
上されて請け負うことになったのが1億5,100万ですよね。

このことについて、これから質問しますが、根本的な考えとしては文化セ
ンターの改修事業、その方向性、国の補助金などを町長のほうで苦労されて見

つけて獲得できたということは十分理解しております。しかし、それまでの内容について、町民文化センターは文化を初めとする複合施設の拠点。それで、今度は災害のとき、そういったときには避難所と、町民の避難所という活用できる施設ですから、趣旨は非常に理解しております。先ほどお話ししたように、入り口論ちょっと違ったんじゃないの。今回の委託設計、これも検討の余地はあったなというふうに、私は今のやり取りで感じてます。その中で、私自身は地方自治法施行令167条の2第7項、随意契約1者による契約理由。この中には、副町長、十分御存じのように、時価にして著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき。この規定に基づいて、町長、入札予定価格を実際にここで言いますと1億5,103万だったというような記録あります。これで、もうちょっと下げろよと。やはり、すっきり町民の利益、やっぱり文化センターはこういふときのために町民の利益なんだというふうな中で、早急に行いたいんだと。業者のほうでも出血サービスして1割、2割下げろよというふうな考えで、例えば1億3,000万とか、1億3,500万とか、そういう契約であれば、ところどころは変だな、我々も理解に苦しむという考えはあったんですけど、そのウルトラCで町長は町民に対して説明責任が果たせたのではないかなと私は考えます。この考えについて、町長のお考えをお願いします。

町長 御質問ありがとうございます。その思いは、本当に田代議員と全く同じで、もう1歩目から町民の方々の負担を、とにかく、極力減らして、その中で最小限の小さい投資で最大限の効果を求めなきゃいけないというのが、自治法の第2条の13項、14項にたしか書いてあったというふうに私も認識をしますし、役場の職員も当然そういう意識を持ちながら、原価を考えながらやっているはずだというふうに認識してますので、もうまさに田代議員が言われているように、私も同じように思っております。

まず、第1回のプロポーザルの中で、先ほど田代副町長さんのほうから審査委員長ということの中で、苦渋の中です、最終的には1者に決めたということの報告があったところに関しては、どうしてとか、何でとかっていうことよりも、まずは、もう常日ごろ報告があるに関しては、尊重するというふうなスタンスでいるところでもあります。ですので、そんな中でもありましたけれ

ども、2億6,000万という数字が出て、まだ我々としても予算組みだとかって
いうことよりもですね、その額の適正な価格、また、内容について見ていっ
てですね、これは本当に無駄なものがあるんじゃないかなろうかというようなこと
の中で、百条委員会でも説明をさせてもらってる以外にも、もう少し何かなら
ないか、ならないかということの中で、ずっと突きとめながらですね、やりな
がら、業者のこの辺はあなた方の利益の分でしょうよということの中で、通常、
松田町には全体の事業からすると設計費用の割合的にはこうなりますよとかい
うふうなことの中で、経費に負担にならないといひましようか、補助対象事業
じゃないところについて、パーセンテージ的に高いとか安いとかって言いなが
ら、最終的には金額を決めたところもあります。

またですね、この金額が適正か適正じゃないかといった判断の、私の中で判
断をした一つとしましては、国のですね、環境省の外郭団体である許可を出し
てるところに結果的に3回、申請をたしか出してるんですね。最終的に3回出
した中で、適正な金額なのかどうなのかというのは、当然、向こうのESCO
事業者さんとしても補助対象を出す側ですから、ほかの同じような事業と比較
して、これは高いんじゃないかということもありますし、逆にこれは安すぎて、
これ大丈夫かというふうな指摘も当然あって、先ほど言われてる公共の事業と
しては適正価格といったことの中であろうかというふうに思っておったところ、
そういった格好の中で無事に審査も通ってきてるということは、我々が判断し
た数字というのは、国の方々も審査の中ではお認めいただけるような公正な金
額だろうなというふうに判断をして、実際のところは、この1億…税込みです
けどね、10%の税込みの1億5,100万を全体の事業費として最終的に決めて、
見積徴収をしたということになっておりますので、本当に田代議員が言われて
いるように、これからやるのは、本当に詳細設計をやりながら、さらに無駄を
省くということは、業者さんとして決まった後にはですね、これからやってい
くことに対して、もう本当に町民のためのことを考えれば、1円でも安くしな
ければいけないですので、無駄な工事だけはですね、もう徹底して省きながら、
最少の費用で最大の効果が出るように、これから努めてまいりたいというふう
に考えております。以上です。

5 番 田 代 時間もなし、議長のほうから、もうやめなさいというふうなアイコンタクトが来たみたいなので、これでおしまいにしますけれども。今、町長・副町長からお伺いしましたが、私の考え方とはちょっと違って残念でした。終わります。

議 長 それでは、暫時休憩とします。午後は1時から再開しますので、休憩中に食事をとって、定刻までに御参集ください。 (11時57分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

議案第37号工事請負契約の締結について（令和元年度松田町民文化センターE S C O事業）の質疑の続きから始めます。なお、クールビズ期間中のため、上着など適宜脱いでもらって結構です。

質問のある方ございませんか。

10番 齋 藤 まず、このE S C O事業始めるきっかけとなったところの問題ですね。ある会社に委託というか、言われてE S C O事業の話が出てきたとちょっとお聞きしたんですけど。もともと公共施設の管理計画等があれば、その辺は順番に年数を追いながら、いつ、幾らぐらいかかっているかかって、ある程度はわかってくることを、まずしてなかったというところの原因が一つ、今回のいろんな混乱を招いている部分も一つあるのかなとは感じてるところです。まず、そういったことを…でもたしか26年ぐらいに、一度文化センターの管理…今後どうするかみたいなものの団体が25年ですか。にでき上がったということで、その辺の答申を受けてから、ちょっと時間があるのでね。その辺の間に、そういったことをもう少ししていればよかったんです。それができなかった理由は何かという問題と。

もう一つ、2点だけ。これでこのJ A G国際エナジーとの契約についてですけど。この会社、先ほどからお話聞いてますと、コンサルティング会社ということが出ておりますけれども、コンサルティング会社とこういう工事の契約というのができるものなんですかね。その辺が、工事のこの辺の資格をある会社なのか。そういうところはお調べされたんでしょうか。その2点だけお願いいたします。

教 育 課 長 ただいまの質問、1点目なんですが、平成…先に平成22年度に、順を追いま

して説明いたしますと、文化センターの今後についてということで、平成21年、22年度に町民文化センター等検討懇話会というのが立ち上げられまして、検討の結果、空調設備、音響、照明等耐用年数を超え老朽化が著しく、計画的な更新が望まれますというような検討結果がなされました。それを受けまして、平成22年度に耐震補強工事の設計、耐震補強工事を実施いたしました。その後、平成24年度、ただいまの質問だと思いますが、松田町民文化センターのあり方検討会ということで、この中で、結果は町民文化センター、公民館の今後の10年間以内にかかわる年度別の工事一覧、こういった中で、冷温水の今回計画しております工事の内容も含まれていた経過がございました。

そういった中で、なかなか町の財源が難しいということで、大きな計画をもとにですね、年次で計画して実施していくというものも、確かにそういうのもつくらなきゃいけませんでしたが、何度か御説明しましたとおり、平成28年度に町の地球温暖化計画対策…地球温暖化対策の事務事業編という中で、この事業、E S C O事業が見出されました。ここで、先ほどの経過の中で補助金の交付も得られるというような中で実施するものということ、今回計画をさせてもらったんですが、理由としましては、町の財政規模が大変厳しいということで、また多額な工事費がかかるということで、なかなか手を挙げられなかったのが現状でございます。そういった現状もございましたので、質問もございましたので、今後はより計画は、実施計画につきましては、予定を定めまして、順次工事を進めていくといった町の計画、そういったものもありますので、そういったことで事業実施をしていきたいと思っています。結論としましては、やはり多額の経費がかかる。町単では難しいというようなことで進められなかったものでございました。

参事兼総務課長

2点目のJ A G国際エナジーがコンサルティング会社ということで、工事の関係ができるのかという御質問ですけれども、このJ A G国際エナジーにつきましては、建設業の許可証明書をお取りになられております。東京都になります。なおかつですね、特定建設事業の許可も取られてますので、この特定建設事業許可というのは、要は下請に出せるという許可でございます。そういったところとですね、あつこの会社の登記事項を調査させていただいたところと

ね、その目的の中に土木及び建築の計画、設計、施工及び監理というところで、これを目的としている。基本的なところは発電施設の所有ですとか売買、それから発電施設の管理ですね。それとあと電力供給、電力売買といったところが主な事業です。その中に土木及び建築の計画、設計、施工及び監理というところも目的に入ってます。これらをですね、総合的にコンサルティングするという目的も入ってございますので、建設に携わることができる業者であるという判断をしております。

10番 齋 藤 資格があるかどうかわかりました。先のやつ、1点目ですけど、やっぱり22年から懇話会があって、やらなきゃいけない、お金がかかる。今の町長になる前の話だと思いますけれども。小学校建設なんかもお金かかるからと言って積み立てをしてたじゃないですか。そういう方法をなぜ取らなかったんですかね。少しでもあれば、目的のためにとやってみようといったことあったじゃないですか。高いお金がかかるから、じゃあ見逃しておこうと。じゃあ今になって補助金が入るからやりましょうで、急に税金使ってやるんですかという話になっちゃじゃないですか。壊れそうだとわかってたんですかね。だから、その間に話が上がってきたんですか。だけど、お金かかるから見逃しておこうですか。その辺はどうなんですか。

教 育 課 長 おっしゃるとおり、確かに文化センター単独の基金というのはございませんでした。ただ、問題意識は22年度、この時期からございました。そういった中で、日常の点検や延命措置というか、各年度で修繕はやってたんですが、平成30年の12月の年次点検において、老朽化によりそういった電気の事故が起こる可能性もあるというような御指摘を受けまして、今回…それが全部ではないんですが、耐久年数が過ぎております受電設備、こういったものにつきまして今回計画をしたものでございます。問題意識はあったんですが、基金というのは、特に設けておりませんでした。以上です。

10番 齋 藤 わかりました。ただ、問題意識があったなら、その辺をいろんな方法をちょっと…普通、公共団体なら民間をやってるような会社じゃなくて、ネットで調べて、ESCO事業という話がいつ出てきたのかわからないですけども、その辺を調べていくと、公共団体は、大体調べたら公共団体をやってるような会

社に選んでいくのが通常かなとは思うんですけれども。経験値を公共団体と対応してるんだなって意識は生まれると思うんですけれども。そうじゃない方法でそういうふうになってたのですね。

それと、その辺の認識はしてたなら、その辺は、課長も多分当時は違う立場だったと思いますけど。上に相談していくとか、そんな方法をもう少し取っていけば、こんなことも起きなかったのか。今さら今言ってもしょうがないんですけれども。その辺の危機管理意識というのがすごく薄いのかなと思うんですよ。これは文化センター以外のことにも当てはまってくると思いますので、今後、その辺は各所の公共施設への管理の体制をちゃんと整えていただければと思いますので、よろしくお願いします。質問は以上で終わります。

議 長 ほかにございませんか。

1 2 番 大 館 確認ですけれども、文化センターのですね、耐震診断とか耐力度診断をされたと思うんですけれども、たしか報告はあったと思うんですけれども、確認で、どのくらいが限度なのか。その辺をちょっとお知らせ願います。

教 育 課 長 先ほども答弁しましたとおり、平成22年度に耐震診断の委託をしまして、その年の年度内に工事を実施したものでございました。その際にですね、全面的ではなくて、図書館の横あたりを耐力度診断…耐震診断ということで工事を実施したものでございます。通常、コンクリートの施設は、鉄筋コンクリート造の施設は50年とかそういったものでございますので、耐震診断をやったことによりまして延命したというようなことで、認識を得ております。

あと何年という、詳しいことは…年度当初から、建設時から38年たってますので、通常先ほど説明した鉄筋コンクリート造50年というのがございますので、あと十何年以上はもつということで認識しております。

1 2 番 大 館 専門家じゃありませんのでわからないんですけれども、聞くところの話では、コンクリートの寿命って、45年間固まり続けるという、そういう科学的な根拠があるようなんですけれども。三十何年かたって、あともって十何年。常識的に考えたらね、10年そこそこなのかなと思うんですけれども。例えばここで、1億5,000万の投資してですね、その後も20年、30年とあの施設がもてばいいんですけれども、例えば10年後に大震災なんか来て倒壊しちゃったというような、も

しそういうことが発生したらですね、かなり強力な無駄な投資になっちゃうんじゃないかと考えますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

町 長 御質問ありがとうございます。先ほど言われてた45年というのも一説にはありますし、こういう耐震診断をして、先ほどちょっと話ありました、私も見ましたけども、耐震診断した結果、本当に図書館の袖壁の横に柱が1本あるところだけ補強してるで済んでるんですね。だから、基本的にそのときの検査で言うと、大体コンクリート造としては、我々の認識からすると、やっぱり60年ぐらいが一つの目安かなと思っております。ですから、60年もたせるために必要な措置をそのときにやられたというふうには、私はそういうふうに解釈というか理解をしてるところでもあります。ですし、今回コンクリートについては、松田小学校の調査をした結果と比較するのも何ですけどもね。あそこは、もう中性化がやっぱ進んでいるということもあって、築48年たってるわけなんですけども、やはり建てかえをするに至っては、国の補助金の対象にもなるということでありましたが。中学校も同じような検査をしたところ、中性化が本当全く進んでなくて、150年近くもつんじゃないかというふうなことでの報告も受けているところもあります。ですから、今回の、今言われてる災害だとかに、要は座屈して倒れたりだとか、そういった心配は、どっちかと言えば構造的には余り考えてないところもあります。

そういったことで、まず一つは建物の延命化ということもありますし、やっぱり使うためにはインフラ整備的なのも延命していかなくちゃいけない。過去に、今まで38年間何もやってこなかったということだけ考えると、非常に先ほどの齋藤議員の質問にもありましたように、平成22年というのは、築30年を迎えるぎりぎりの年数なんですよね。ですから、その前に、もっと言えば、建てたときから本当は中長期計画を立てるべきなんですよね。私はそう思います。ですから、今回のPFIで建てた住宅に関しても、建てたときから幾らぐらいかかりますよということをやってますし、これからも当然公共施設管理計画というのが本当になかったので、びっくりしましたけどもね。私、就任してから何でないんだと。そこでやらせてもらいながら、確かに大きい部分については、なかなかお金がなくて、手が差し伸べられなかったというのが正直ありながら、何

とか補助金をつかまなきゃなと思って探してきておったところが、今の現状に至ってるということになります。

一つ御披露しますとですね、延命計画というのが全くなかったんですけれども、ようやくきのう、土佐原の集会施設の地鎮祭をやらせていただきました。あと残り、谷津の集会施設が1戸だけ残ってます。それ以外で、ようやくこれで各集会所、要は命を守るという部分での集会施設に関しては、建てかえも含めて、耐震化率がこれで100%といいましょうか、というふうになってきます。それは、もう計画があったからやったんじゃないなくて、なくても必要なことを少しずつ少しずつ議会の皆さん方にお認めいただきながら、今進めてきているということもありますので、ちょっと机上の書類がまだ間に合っていないということに対しては、本当に申しわけないなというふうに思っておりますけれども、少しずつやってきてる状態でもありますので。あとは大型な…この建物もそうですね。ハーブ館も同じことです。そういったところに関しては、やはり定期的に必要なお金をためながらですね、必要に応じて、なるべく早め早めにメンテナンスをして、後でお金がかかる…こういった形でお金がかからないようにしていきたいというふうには考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、私は最初ですので、反対の立場の討論をさせていただきます。議案第37号松田町民文化センターE S C O事業の工事請負契約の締結について、反対の立場から討論を行います。

松田町民文化センターの機器の更新を実施すると、全ての費用を町の一般財源で賄わなければならない、多額の費用負担が発生します。現在使用している給水冷温水機や空調機、変圧器等は、建設当初から使用しているもので、機器を更新することで二酸化炭素排出量の削減が見込めることから、E S C O事業として申請することで、国の補助金(二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金)の対象としたことはわかります。しかし疑問なのは、2016年度に国の補助金を利用できることがわかっているのに、今回の対象機器をE S C O事業化するまで

3年余も経過していることは、町の怠慢であると思います。実際に、E S C O事業のスケジュールは、2019年3月6日に公募型プロポーザルの募集事項を、町公式サイトで公開したのが始まりであります。

次に、事業者を募るまでの経過では、事業者の現場ウォークスルー調査を実施し、参加表明書及び資格確認書類の受付期間の3月22日にJ A G国際エナジー（株）のみ1者が参加表明しました。E S C O事業審査委員会でJ A G国際エナジー（株）を最優秀提案者に選定しました。ここで問題なのは、国の補助金を当て込み、工事終了期間が2020年2月末までの完成が条件ということで、1者の随意契約にし、競争入札に至らなかったことが気がかりであります。

次に、7月12日に国の補助金交付申請を行い、補助金決定後の8月23日に事業費を計上した一般会計補正予算を町議会に提案しました。議会の特別委員会では継続審査になり、任期中の町議会で可決を目指して審査再開を求める特別委員会は開かれましたが、臨時会は日程などが折り合わず、開催されませんでした。改選後の10月3日に臨時会が開かれ、9月30日付で専決処分をした町民文化センター改修工事費を盛り込んだ補正予算は、賛成少数で不承認としました。

今までの経過の事態を重く見て、納得のいかないことばかりであります。今回提案されている町民文化センターE S C O事業の工事請負契約は随意契約で、請負代金は1億5,000万円となっています。事業者の当初見積金額は2億6,000万円で、その後、事業者と町の協議で3回も事業費の金額が変更されてきました。これも、またまたおかしなもので、私としては疑問を募るばかりであります。工事費1億5,000万円で、財源内訳は国の補助金6,560万円と地方債6,400万円、一般財源2,140万円となっており、決して安く上がる事業ではないことを指摘します。そのほかにE S C Oサービス料を支払うこととなります。また、工事期間は令和2年3月31日までとなっていますが、補助金交付は令和2年2月末までの完成が条件となっており、矛盾していると思います。

以上のことから賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。よろしく申し上げます。

議 長 ほかに討論ございますか。

4 番 平 野 賛成討論をさせていただきます。この工事請負契約締結について、賛成の立場で討論いたします。

私の基本的な考えは、10月3日臨時会での専決処分の承認への賛成討論のときは、ほぼ変わっておりません。プロセスに何も問題がなかったとは言いませんが、文化センターの安心・安全を担保するこの事業は進めるべきだと思います。平成24年度の町民文化センターあり方検討会、実は私も利用団体代表として出席しておりました。そのころ町側からは、先ほど遠藤課長おっしゃっていましたが、今後、改修や補修に全部で5億円以上必要になるという説明がありました。本当にこれを聞いたときには、委員全員でちょっと希望がないというか、本当にショックというか、そんなに大変なのかというふうに思ったんです。結局5回ほど検討会ありましたけども、最終回に報告書を出しましたが、そこでは町民の文化活動の停滞を招かないよう配慮しつつ、最低限の延命措置を講ずることとしか提言ができませんでした。つまりは、そんなお金はないと、もうみんなわかっていたので、だましまし使っていきしかないというような、ちょっと本当に半端な報告書だったと言っても過言じゃないと思います。本当に参加してた委員の人たち、中には今でも連絡取り合ってる方がいらっしゃいますけれども、正直本当にそれを聞いたときは、どうしようもないんだなというふうに暗澹たる気持ちになったものです。

その後、すぐに本山町政にかわりましてから、舞台技術者が常駐から派遣型に変更ということで、経費の運営を…運営経費を圧縮することができました。それからその後、雨漏りが本当にひどくなってしまったんですけれども。また老朽化…音響、照明も老朽化著しくて、扱いにくくなっていたんですけれども、これは皆さん御存じのとおり、ボルダリングウォールを設置するという補助金事業によって、それも一緒に直すことができました。そのときに、あ、あのときの5億円以上が必要になるんだと言われたあれの、部分的にはこれで少し何かカバーができたのかなと思ったんですが。そして、それが今度は電気系統、空調関係の改修で、これも補助金事業が見つかったということなので、本当にこれはもともと連絡取り合っているそのときの委員の友達なんかにも話しましたけれども、もう本当にこれをやらない選択肢ないじゃないという感じでした。

昨今は地球温暖化で、台風などもひどくなっておりますけれども、そのことを考えても、CO₂削減にも結びつくということで、本当にこの事業のよさは、多分皆さん本当おわかりだと思うんですね。そういう意味で、ぜひこれは事業としてはやっていただきたいと私は思っております。本当にプロセスはプロセスで私は分けて考えていきたいと思えます。

それから、そのときに、あり方検討会でもすごくびっくりしたこととしては、空調が全館一括だったということだったんですよね。結局、大ホールを使わなかったときにもやらなきゃいけない。全館一遍の空調だということを、そのとき委員も皆さん知らなくて、もう本当にこれ何という無駄なことかと、やっぱり思ったんですが。今回これを、この事業で手をつけることで、完全に分けるというようなことにはならないらしいんですけれども、大ホールを使わないときには、本館部分のほう…ほかの部分のほうを効率的に空調ができるようにするというような、効率化は考えられているということだったので、この辺も、もう本当にあのときショックを受けた大問題が少しは解消されるのだなというふうに思います。これは本当CO₂削減の無駄でもあるし、光熱費の無駄もかなり抑えられるんじゃないかと思っています。法令点検やっているといっても、老朽化が著しくて、早急に改修計画をとただし書きがされている…（私語あり）電気空調なので、すいません。きょう、あす壊れると言われたわけではありません。だけど、1年後、2年後、本当に大丈夫かというふうに聞かれたら、やっぱり自信を持って大丈夫だというふうには、なかなか答えられないんじゃないかと思っています。じゃあ、壊れるまで待って、何とか…壊れたら直せばいいよという意見もあるようですけれども、そうすると、やっぱり全額町の負担ということにもなりますし、そのとき補助金を出してみたら、もしかしたら通るかもわからないけれども、このESCO事業に関しては、申請しても採択されなかったという例も近隣ではあると、資料の中にありました。やはり、簡単に補助金が取れる。もう本当に、本山町政になってからいろんな補助金をあの手この手で取ってくださるので、何となく皆さん補助金は簡単に取れると思ってるかもしれませんが、本当にそれは職員の方々がすごく頑張ってくださいと思うんです。簡単に取れる補助金の一つもないと、私は思います。

そして一番困るのは、じゃあ壊れた。じゃあそれまで、直すまでは、町民の活動はストップしてしまうのかという、そこなんですよね。結局、文化団体だけではなくて、今の高齢者の体操だとか、そういう軽スポーツなんかもやっています。もちろんボルダリングもやっていますけども。それから、子供たちの活動、寺子屋などもやっております。それから、ボランティア団体ですよね。手話のサークルだとか、そういうのもやっております。こういったこともストップしなきゃいけない。直すまではストップしなきゃいけないとなると、皆さん本当に途方に暮れると思うんです。本当に3.11の後に、大きな施設が使えない期間というのが、皆さん覚えてらっしゃると思いますけれども。私なんかもいろいろな団体にかかわっていたので、もう本当、一々探し回らなくちゃならなくて、遠いときには小田原まで借りに行ったりしたという記憶があるんです。そんなふうになってしまったら、本当町民に対する迷惑は大変なものになってしまうと思うんですよ。あと、図書館の蔵書もね、やっぱりエアコンがなければ傷んでしまうと思いますし、またその間、避難所としては使えないことになります。やっぱり、急に壊れたら直すということは、これはちょっとなかなか考えにくい。ですから、このタイミングで、この事業として進めていくというのが、やっぱり大事なのかなと思います。

そして、16日既に特別委員会が開かれて、この案件について。まずは自治法98条に基づく調査が始まっております。先ほど幾つかの、皆さんの質疑などにもありましたけれども、幾つかまだね、解明されていないところは確かにございます。それからあと、やっぱりもう少し早く、どうして議会に言ってくれなかったのかという、そういう部分もまだ納得できる説明はちょっとないという段階です。それでもやっぱり、ここはちょっと切り離していただいて、やはり使えるようにする、安全に使えるようにするという、ここを尊重して事業はやっていただきたいと思うんですね。

先ほどから競争原理が働かなかったというふうなことは、やはり問題だとおっしゃっていますが、本当に…本当に前提というか、原則としてはそういうものがなきゃいけないでしょうけれども、優先交渉者1者とともに…1者と町は交渉を重ねてきて、当初の提案からどんどん不必要な工事は省くなどして、大分安いと

ころまで… 1億5,100万まで下げてきています。やはりこれは、事業者からの提案をうのみにすることはなく、きちんと詳細に検討して交渉していたという町側の努力を、やはり認めるべきではないかと思います。

こういって、本当に使って…使っていない人はいるんじゃないのというような声もちょっとあったんですけども、それはもう本当にどんな事業であっても、じゃあ小学校行ってない人、じゃあ駅は使っていない人、本当に100%の人が納得するということはなかなかできないと思うんです。

議 長 平野議員に申し上げます。もう少し簡潔明朗にまとめてください。

4 番 平 野 申しわけありません。(私語あり) さっきからね、ヤジがすごく嫌なんですけど。(私語あり) 静かにしてください。

それで、そういう100%の納得はないと思うんです。でも、あそこの場所は誰でも使える。そして、1,000人規模で人が集まれるということで、やっぱりほかに代替する場所というのは、松田の中にはないと思うんですね。非常にそれは重要な場所だということで、そこの場所の安心・安全の担保、これはやはりとても重要なことだと思うんです。本当に今言ったとおり、プロセスの中で、もっとこういうことを町民に直接議員の中も聞いて、それを吸収するような時間が本当は欲しかったんですけども、それがなかったのは本当に残念なんです。今、私の判断としては、この事業を成立させて進めていただきたい。そういうふうに思って賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論はございますか。ありませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第37号工事請負契約の締結について(令和元年度松田町民文化センターE S C O事業)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数によって、本案は原案のとおり可決されました。